議案第４号

海老名市一般職の職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

海老名市一般職の職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のとおり定める。

平成３０年２月２３日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

地方公務員法第２６条の５の規定に基づき、一般職の職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めたいため

海老名市一般職の職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の５第１項、第５項及び第６項の規定に基づき、職員（同条第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）の自己啓発等休業（同項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第２条　任命権者は、職員としての在職期間が２年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第２６条の５第１項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第３条　法第２６条の５第１項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては２年（大学等課程の履修の成果を挙げるために特に必要な場合として規則で定める場合は、３年）、国際貢献活動のための休業にあっては３年とする。

（大学等教育施設）

第４条　法第２６条の５第１項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

（１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第９１条に規定する専攻科及び同法第９７条に規定する大学院を含む。）

（２）　学校教育法第１０４条第４項第２号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

（３）　前２号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（４）　前３号に掲げる教育施設に準ずるものとして任命権者が認めるもの

（奉仕活動）

第５条　法第２６条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

（１）　独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成１４年法律第１３６号）第１３条第１項第４号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

（２）　前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第６条　自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第７条　自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第３条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

２　自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、１回に限るものとする。

３　第２条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第８条　法第２６条の５第５項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（１）　自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している

課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

（２）　自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第９条　自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

（１）　当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

（２）　当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

（３）　当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

２　任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第１０条　自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあっては１００分の１００以下、それ以外のものにあっては１００分の５０以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を

調整することができる。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。